

七飯町立大中山中学校いじめ防止基本方針

本方針は、大中山中学校全ての生徒が充実した学校生活を送ることができるよう「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を教職員・生徒が全体で取り組むことを目的に作成するものである。

1 「いじめ」の定義(文部科学省)

「いじめ」は、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等において は、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、そうした事案であっても「いじめ」に該当するため、学校いじめ対策委員会で情報共有して対応する。

なお、「いじめ」には、多様な態様があることから、

(1) いじめの主な対応(文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

「遊びやふざけ」「けんか」であっても、見えない所で被害が発生し、「いじめ」になることもあり、児童生徒が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産の重大な被害が生じるような、場合は速やかに警察に通報することも可能である。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察への相談・通報の上、警察と連携した対応をとることができる。

2 「いじめ防止の基本的考え方」

「いじめ」は人間として絶対に許されないもので、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な危険を生じさせる人権侵害である。また、どの学年や学級、どの子どもにおいても起こりうるという認識のもと、どの生徒でも起こりうる社会全体の課題であると共通認識のもと、生徒一人ひとりの多様性を認め互いに支えあうことができる、安全・安心な学校を作り上げていくために、未然防止、早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応を進めていく。

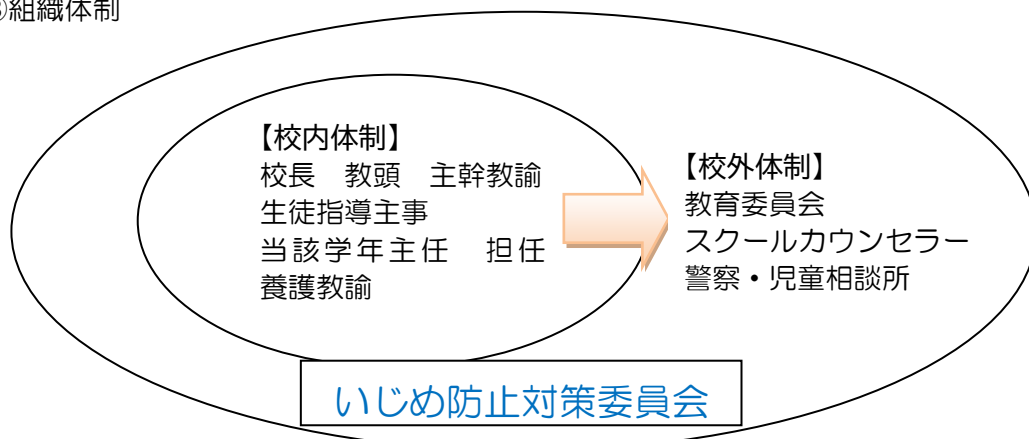
未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員を信頼できる関係を構築し、安心・安全に学校生活を送ることができるとともに、主体的・協働的かつ規律正しく授業や行事に参加・活躍できる授業づくり、集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

このようにして、生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、人間関係のストレスが生じることなく、自己の存在意義を持ち、互いに認め合う人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくようになることを考える。

3 いじめの主な対応

(1) いじめ防止等対策委員会

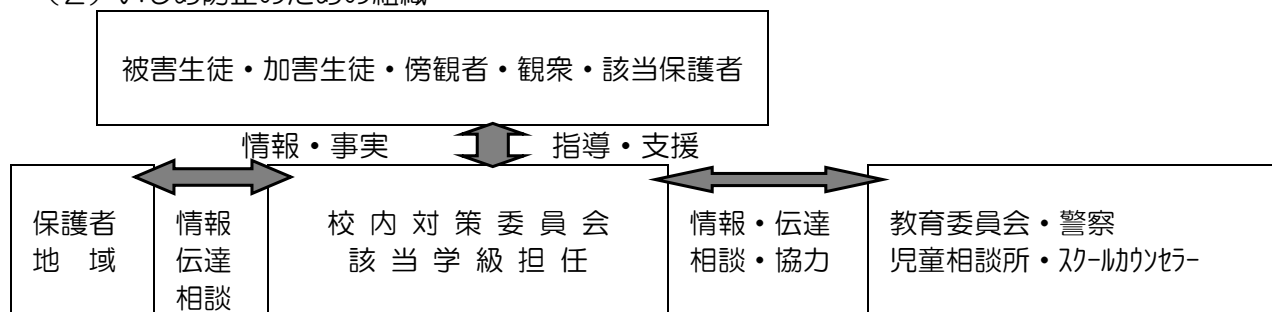
- ①校内構成員
校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・当該学年主任・養護教諭・該当生徒担任
- ②校外構成員
教育委員会・スクールカウンセラー・警察・児童相談所
- ③組織体制



④役割・活動内容

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証…教頭
- イ 教職員の共通理解と意識啓発…生徒指導主事
- ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取…教頭
- エ 個別相談、保護者懇談等の検討と計画、及びその集約…生徒指導主事
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報集約…生徒指導主事
- カ 発見されたいじめ事案への対応…教頭、生徒指導主事
- キ 重大事態への対応…校長、教頭

(2) いじめ防止のための組織



上記のように教育委員会と常に連絡を取り合いながら、スクールカウンセラーや警察・児童相談所などの関係諸機関と相談、協力していく。又、保護者や地域との連携を密にし、情報を発信していくとともに、相談や情報提供を受けられるように体制を整える。

4 いじめ防止のための学校の取組

学校が法第13条の規定に基づき定めた「学校いじめ防止基本方針」は、保護者や地域住民に周知し、入学時等の年度開始時に児童生徒等に説明したうえで、いじめ防止等のための具体的な取組を進める。また、法第22条に基づき、組織的かつ実効的に対処するため、教職員等の関係者による「学校いじめ対策組織」（以下「対策組織」という。）を設置し、取組を学校評価に位置付け、取組の結果についてはPDCAサイクルによる点検・評価を行い、取組の改善や基本方針の見直しを図る。

なお、いじめの認知は、特定の教職員の認知によるものではなく、対策組織によるものとする。

(1) いじめの防止

- ① いじめ防止に向けて教職員全員の共通理解を図り、保護者や関係機関と協力・連携した取組を進める。
- ② いじめ防止の中核的内容として、いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめを起きにくくする環境づくりのための具体的指導内容をプログラム化する。
- ③ 分かりやすく丁寧な授業に心がけ、生徒の学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感を高める。
- ④ 道徳教育を充実させ、生徒の社会性、規範意識、善悪の判断力、思いやり等の豊かな心をはぐくむ。
- ⑤ 日頃より人権教育を推進し、自他の人権を尊重し、互いに認め合う態度を育成するとともに、いじめは重大な人権侵害であり、刑事罰の対象となり得る行為であることを実例を通して指導する。
- ⑥ 生徒がいじめの問題を主体的に考え、いじめ防止に取り組むことを推進する。
(生徒会による、いじめ標語の取り組みやいじめ撲滅集会等)
- ⑦ 保護者の協力を得ながら、いじめの防止のために生徒の情報モラルの向上に取り組む。
- ⑧ いじめを未然に防止するための教職員の資質・能力の向上を図る校内研修を推進する。

(2) いじめの早期発見

- ① 生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう、生徒一人一人の状況把握に努める。
- ② 定期的にいじめに関するアンケート調査を行うなど、様々な角度から生徒の状況を把握する。(いじめアンケート(年4回実施)、教育相談実施の工夫、生徒理解研修の実施)
- ③ 生徒や保護者が安心して相談できる体制を整える。
- ④ ネットパトロールを実施し、不適切な書き込み等を発見した場合は、関係機関と連携し、迅速に対処する。

(3) いじめへの適切な対処

「いじめ」に対しては、迅速で丁寧に取り組み、早期の解決に向けて適切に対応します。

- ① 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、対策組織で情報を共有し、事実確認等を行い、その内容を教育委員会に報告する。
- ② アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処の在り方など、いじめに係る取組についてマニュアルを定め、チェックリストを活用して、各種の取組を推進する。
- ③ いじめが確認された場合は、対策組織で対処し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、保護者への報告、支援を行う。
- ④ いじめを行った生徒に対しては、いじめをやめさせ、教育的配慮のもとに毅然とした態度で指導し、事態の深刻さを理解させ、その保護者に対しても報告、助言を行う。
- ⑤ いじめを行った生徒の成長支援の観点に基づき、出席停止時の学習支援等、教育上必要な措置を講じ、生徒の立ち直りを支援する。
- ⑥ いじめに関係する生徒や保護者への支援、指導及び助言は、スクールカウンセラー等の協力を得ながら継続的に行う。
- ⑦ 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、ただちに警察と連携して対処する。

(4) いじめの解消

- ① いじめが解消している状態とは、少なくともいじめに係る行為が3か月継続してない状態であることと、被害生徒がいじめによる心身の苦痛を感じていないことを確認できる状態を指しているが、必要に応じ面接を実施し、他の事情も勘案して判断する。
- ② いじめが解消されたと判断した後も、いじめが再発する可能性もあり、日常的に注意深く見守りを続けることとする。

(5) 「生命(いのち)の安全教育」の実施に向けて

- ① 生徒の生命を守るために、道徳教育の充実を図るとともに、外部人材を活用した講話会などの実施を行う。
- ② 学校教育活動全体で性暴力防止に向けた取り組みの充実を図る。

5 いじめに対する措置

(1) 発見されたいじめへの対応

【対応の姿勢】

- ・ 敏速な対応
- ・ 組織として情報共有、対応
- ・ 専門家、外部との連携、迅速な報告
- ・ いじめられた側への共感的理解と信頼関係の樹立
- ・ いじめは絶対に許されないという毅然とした意思、態度の明示

① いじめられた子どもへの対応

- ア 共感的な理解と信頼関係を樹立する
- イ 不安感を取り除き支援の姿勢を見せる
- ウ 友人関係、対人関係に気を配り、自信を持たせる
- エ 全力でいじめから守り通す(必要に応じて緊急避難の対応)
- オ いじめに係る行為が止んでいるか確認する(3ヶ月を目安とする)

② いじめられた子どもの保護者への対応

- ア 保護者の言い分を共感的に受けとめる
- イ 誠意ある対応に心がける
- ウ 学校の方針について理解を求める
- エ 保護者と密に連携を図る
- オ 保護者と子どもとの適切なつながりを支援する

③ いじめた子どもへの対応

- ア いじめの事実を確認する
- イ いじめは許されないことであり、相手に与えた苦しみに気づかせる
- ウ いじめの背景や要因の理解に努める
- エ 解決への指導、支援を行う
- オ 改善が見られない場合の緊急対応、外部組織の協力を迅速に行う

④ いじめた子どもの保護者への対応

- ア 事実を正確に伝え、子どもと確認するよう理解と協力を求める
- イ 学校の指導方針(基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー)を説明し、理解と協力を求める
- ウ 今後の家庭での対応等を一緒に考え、具体的な助言を行う

⑤ 周囲の子ども(観衆・傍観者)への指導

- ア 子どもの状況、精神状態を把握する
- イ 状況や精神状態を考慮に入れた指導をする
- ウ 継続的な見守りや支援と温かい人間関係を構築する
- エ 子どもたち個々へ活躍の場や機会を多く設定し、認め励ます
- オ 保護者や関係機関との連携を継続的に取る

⑥ その他の対応

- ア 学校としてのいじめ防止や対策(いじめの未然防止や早期発見、事案対処における学校の取組や家庭の役割について)等を入学式や各年度の開始時に保護者に共通理解を図る機会を設定する。また、ホームページに掲載する。
- イ いじめが発生した場合の教育委員会への速報、報告
- ウ いじめ防止対策校内委員会の運営
- エ 外部組織との連絡、連携

(2) 重大事態への対処

重大事態とは、法第28条第1項の次の2号に定めるものをいう。

＝法第28条第1項＝（抜粋）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第1号でいう「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

(例) ・児童生徒が自殺を凶った、自殺を凶ろうとした場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

第2号でいう「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分に把握したうえで、重大事態かどうかを判断し、報告、調査等にあたる。

児童生徒や保護者からいじめによる重大事態の申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、学校が把握していないこともあり得ることから、重大事態が発生したもものとして対処する。

① 重大事態の報告

ア 学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を町長に報告する。

② 重大事態の調査

ア 教育委員会は、重大事案の調査を行う主体を判断し、学校に通知する。

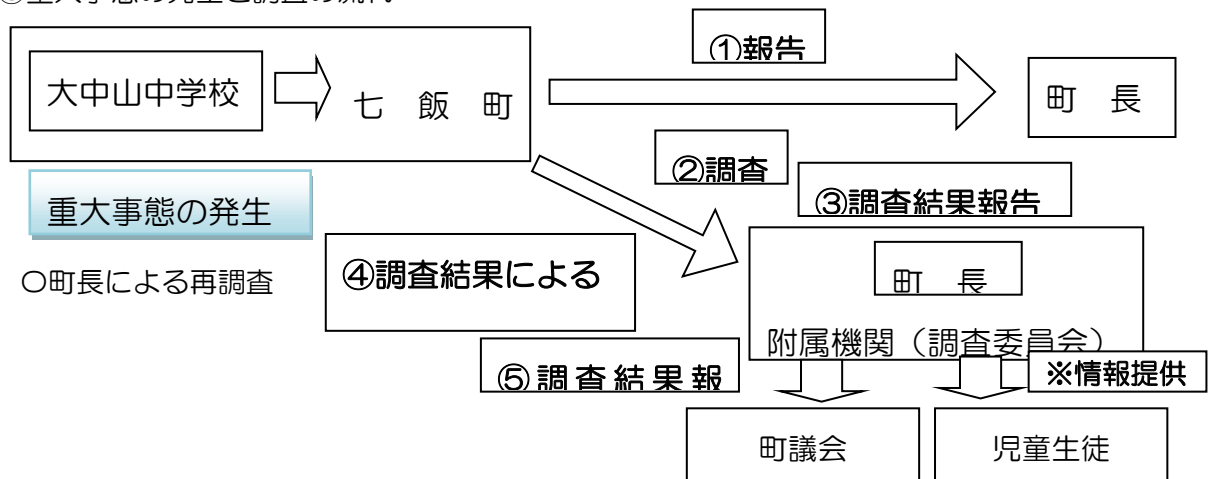
イ 学校が調査主体となる場合は、教育委員会は調査を実施する学校に対して、必要な指導及び支援を行う。

ウ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

エ 教育委員会が調査を行う場合は、教育委員会の附属機関である「七飯町いじめ問題専門委員会」を母体として、必要に応じて専門的な知識を有する第三者を加えた調査機関とする。

オ 調査においては、調査組織の主体が調査の実施前に、被害生徒・保護者に対し、調査の目的・目標、調査組織、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等、調査方針の説明を行う。

③ 重大事態の発生と調査の流れ



(3) 実施する調査の内容

- ① 学校又は教育委員会は、客観的な事実関係を明確にするために、重大事態に至る要因となったいじめがいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったのか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対処したかなどを調査する。
- ② いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合は、当人や情報提供した生徒を守ることを最優先にして、十分に聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ③ 入院や死亡等で、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合には、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ④ 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。


(4) 調査結果の提供及び報告

- ① 学校又は教育委員会は、いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった重大事態の事実関係その他の必要な情報について説明する。
- ② これらの情報の提供において、学校又は教育委員会は他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ③ 調査結果については、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。報告において、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、当該生徒やその保護者の所見を添えて報告する。

6 いじめ防止等の取組への学校評価

学校評価に本基本方針に基づく取組についての項目を位置づけ、評価結果をもとに改善を図っていく。

7 いじめ防止年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	新年度職員会議 ・いじめ防止基本方針 ・年間計画 生徒理解交流			いじめ撲滅に関する集会		
防止対策		チャンス相談 		情報モラル教室		
早期発見	いじめアンケート①		いじめアンケート②	二者懇談	夏休み明け生活アンケート	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等		生徒理解交流				
防止対策						薬物乱用防止教室
早期発見	教育相談	いじめアンケート③	三者懇談会	冬休み明け生活アンケート		

令和2年4月 策定
令和6年4月 改定